



年間手当

団体交渉

速報

秋厚労ニュース

NO 1908号
2019年6月18日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018-864-3341
FAX 018-864-3349

妥結

夏期手当2ヶ月 58歳10割支給

6月18日、年間手当に関する第1回団体交渉が行われ、秋厚労21人、経営側15人が参加しました。「夏期賞与2.0ヶ月支給・58歳以上の職員は10割支給」の回答を受け、中央闘争委員会は妥結を決めました。

合意内容

- ① 夏期賞与（本俸＋調整手当＋家族手当＋世帯支援手当）×2.0ヶ月分
支給日・基準日 7月15日（実際の支給日は12日）
- ② 58歳以上の賞与 10割支給へ改善

内容	秋厚労の要求・意見	経営側の回答・意見
年間手当	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 年間回答を ☆ 年間5.0ヶ月に少しでも近づけてほしい ☆ 再雇用を含む臨時職員は 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 年末賞与はしかるべき時期に交渉。年度末は考えていない ★ 2018年度収支は、計画を上回っている ★ 今月の院長会議後に決まる
58歳以上の不利益	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 残る58歳以上の不利益「定期昇給の停止・退職金算定年数から58歳以上の在職年数を除外」の改善を 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 秋厚労からの要求どおり、賞与支給割合という大きな不利益を改善した ★ 現段階では「定期昇給・退職金算定年数」に関わる不利益の改善予定はない ★ 収支が良ければ、何らかの形で還元したい。58歳以上の不利益に限らず、何を改善すべきかは総合的に検討中
人手不足	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 採用試験への応募状況は ☆ 離職の原因は「休みにくい・残業」では ☆ 臨時職員も離職が多い。時給の低さが原因 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 言語聴覚士は募集人数に満たない ★ それもあると思う ★ 時給を上げる方向で検討中
年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 年次有給休暇の年間取得目標は7日で変わらないか 	<ul style="list-style-type: none"> ★ そうだ
長時間労働の改善	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 今後も継続して、働いた分は時間外手当を請求するよう指導してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ★ はい
白衣	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 白衣について、現状の支給枚数では足りない 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 何枚必要か分かれば、枚数の検討はする
秋闘・春闘での回答に関して	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 職場面談の用紙に「転勤」の項目を加えることについて ☆ 奨学金の新設職種は ☆ 県との協議会については 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 面談時期は秋以降。不可能ではない ★ 今年度は従来どおり ★ 県の医療をどのように支えていくかについて協議を開始した